

相続法改正について—『新基本民法 8 相続編』

(ISBN 978-4-641-13763-9) 追補

2019 年 9 月

1 相続法の改正作業は、平成 25 (2013) 年 9 月 4 日の大法廷決定により、嫡出子と非嫡出子の相続分を区別する民法の旧規定 (900 条 4 号ただし書前段) が憲法に違反するとされ、同年 12 月に改正がなされたことに端を発する。その際に、生存配偶者の生活への配慮という観点から相続法を見直すことが課題とされたのを受けて、法務省に設定された相続法制検討ワーキング・チームによる検討を経て、法制審議会に民法 (相続関係) 部会が設置された。同部会は 2015 (平成 27) 年 4 月から審議を開始し、2016 (平成 28) 年 6 月には中間試案を、2018 (平成 30) 年 1 月には要綱案を取りまとめた。

改正法案は同年 7 月 6 日に成立し、その中心部分は 2019 年 7 月 1 日から施行されている (これに先立ち、自筆遺言証書の方式緩和については同年 1 月 13 日にすでに施行されている一方で、配偶者居住権については 2020 年 4 月 1 日から施行される)。また、同時に制定された遺言書保管法は同年 7 月 10 日から施行される。

2 『新基本民法 8 相続編』 (2017 年 3 月刊。以下、初版と呼ぶ) がフォローしているのは中間試案段階までなので改訂が必要になっているが、新版 (第 2 版) の刊行までには多少時間を要するので、この場を借りて必要な追補を行っておく。中間試案と要綱案の項目を対比すると次の表のようになる (中間試案の項目の下に頁数は初版の対応頁数、要綱案の項目の下の条数は本稿における対応項目を示す)。以下においては、要綱案 (新法) における新設項目 (次頁の表では囲み文字)、中間試案の内容がかなり変わった項目 (次頁の表では二重下線)、初版で説明がなかった (または不十分であった) 項目 (次頁の表では下線) につき、主要な改正点に絞って簡単な補足説明を加える。

項目名	中間試案	要綱案
配偶者の居住権の保護	第 1 (106, 107 頁)	第 1
配偶者の相続分の見直し	第 2 の 1 (65 頁)	—
持戻し免除の意思推定	—	第 2 の 1 (1)
可分債権の遺産分割における 取扱い	第 2 の 2 (109-110 頁)	—
仮払い制度等の創設	—	第 2 の 2 (2)
一部分割の要件等	第 2 の 3 (113 頁)	第 2 の 3
遺産分割前の財産処分	—	第 2 の 4 (3)
自筆証書遺言の方式緩和	第 3 の 1 (149 頁)	第 3 の 1
遺言事項及び遺言の効力 (要綱案では第 3 の 3・遺言の担 保責任等)	第 3 の 2 (—)	第 3 の 3
自筆証書遺言の保管制度	第 3 の 3 (—)	<u>第 3 の 2</u> (4)
遺言執行者の権限の明確化	第 3 の 4 (134 頁)	第 3 の 4
遺留分減殺請求権の効力・ 法的性質	第 4 の 1 (160 頁)	<u>第 4 の 1</u> (5)
遺留分の算定方法	第 4 の 2 (135 頁)	第 4 の 2
遺留分侵害額の算定における 債務の取扱い	第 4 の 3 (—)	第 4 の 3
権利義務の承継等に関する見直し (中間試案の第 3 の 2 から分離)	—	<u>第 5</u> (6)
相続人以外の者の貢献の考慮	第 5 (88 頁)	<u>第 6</u> (7)

(1) 持戻し免除の意思推定——配偶者保護のための代替案 配偶者の保護のために、特に、被相続人の遺産形成への貢献を相続分に反映させるために、中間試案ではいくつかの手法が提案されていた。しかしながら、パブリックコメントではこれらに対する賛成意見は少なかった。そこで、新法においてはこれらの手法は採用せず、これに代えて、一定の場合（婚姻期間 20 年以上の夫婦、生前配偶者が自宅につき贈与・遺贈を受けた場合）につき、持戻し免除の意思表示があったものと推定するという規律が導入された（新 903 条 4 項）。

(2) 遺産中の預貯金債権の仮払い——判例を踏まえた例外の創設 最高裁は従来の判例を変更し、金銭債権であっても預貯金債権は当然分割されるのではなく遺産分割の対象になるとした（最大決平 28・12・19 民 70-8-2121）。これによって遺産分割終了までは、個々の相続人が遺産に属する預貯金の引出しを行うことができなくなった。しかし、相続債務の弁済や葬儀代の支払など分割前に預貯金を引き出すことが必要な場合もあるため、新法はいわゆる仮払いの制度を導入した（新 909 条の 2。遺産の 1/3×法定相続分の割合を限度に、各相続人は預貯金を引き出すことができる）。

(3) 遺産分割前の財産処分への対応——実務的対応の承認と拡張 遺産分割前の預貯金債権の取扱いに関する規定の整備は、遺産分割前に許容された限度額を超えた引き出しがなされた場合の処理をどうするかという問題を顕在化させるが、新法は、この問題をより一般化して、遺産分割前になされた財産処分一般に関する規定を設けることとした。具体的には、（処分者を除く）相続人全員の同意があれば、処分された財産を計算上遺産に含めた形で分割することができることとした。従来、全員の同意のもとに行われていた実務を承認するとともに（新 906 条の 2 第 1 項）、処分者の同意を不要としたものである（同条第 2 項）。

(4) 自筆証書遺言の保管制度——新制度が意味するもの 今回の相続法の改正にあたっては、あわせて遺言書保管法が制定された。詳細については同法を見てもらうことにして、ここでは、新制度の含意につき、2 点を指摘しておく。一つは公正証書遺言との関係について。これまで遺言の確実な保管のためには公正証書遺言の利用が推奨されてきたが、新制度はこれと並ぶ選択肢を提示したことになる。もう一つは相続（遺言）への国家の介入について。従来は遺言が存在するか否かは国家の関知することではなかったのに対して、新制度は遺言書を保管するだけでなく、その存在を相続人等に通知するというサービスを提供するものである。今後はこのことの意味が検討されることになるだろう。

(5) 遺留分減殺請求権の金銭債権化——家産保護の後退 当初から遺留分減殺請求権の金銭債権化は検討されていたが、中間試案の段階では、例外的に現物返還を認めていた。しかしながら、例外にあたる場合の処理には難問が多かったため、新法は例外なき遺留分侵害額請求権を導入することとした（新 1046 条）。ただし、手元に資金のない受遺者のために、裁判所は相当の期限を付与することができる（新 1047 条 5 項）。

(6) 「相続と登記」問題への立法的対応——法定相続分の存在意義 「相続と登記」と呼ばれる一群の問題（『新基本民法 8 相続編』100 頁以下）については、①相続放棄の場合も含めて相続そのものによる取得については登記は不要、②遺産分割や遺贈による取得については登記が必要とされてきた。両者の中間に位置づけられる相続分指定や「相続させる」遺言については、①に準じて考えられてきたが、新法はこれを改めて、これらを②と同視する（新 899 条の 2 第 1 項）とともに、この考え方は不動産を超えて他の財産（特に債権）にも及ぶことを明示した（同条第 2 項）。この規定は相続の観念（法定相続分の基底性——これは遺言の尊重と緊張関係に立つ）や物権変動に関する考え方などにも影響を及ぼすものであると言える。

(7) 相続人以外の者の貢献——人的適応範囲 相続人以外の者の貢献に報いる特別寄与料の制度（新 1050 条）に関しては、請求権者の範囲をどのように画するかが大きな争点となったが、最終的には「親族」という枠が設けられた。この制度の理論的な説明や実際の運用は、今後の課題となろう。また、この制度の創設は、「親族」とは何か、「家族」とは何かが問い直される契機ともなろう。

3 民法典の前 3 編（財産法部分）については、周知のように 2017 年に債権法改正が実現し、現在は、所有者不明土地問題への対応のための民法・不動産登記法の改正作業が行われている。他方で、後 2 編（家族法部分）については、2018 年の相続法改正に続いて 2019 年には特別養子制度に関する民法・家事事件手続法の改正がなされ、現在では、親権の一部や実親子に関する改正作業が行われている。2018 年には成年年齢の引下げ（及びこれに関連する婚姻の部分の改正）もなされており、1898 年に施行された日本民法典は 120 年を経て、その姿を大きく変えつつある。1898 年の民法全体を「明治民法」、1948 年施行の改正民法を「昭和民法」と呼ぶならば、2018 年前後の一連の改正によって現代化された民法は、「平成民法」と呼ぶこともできるだろう（なお、家族法部分については、1925 年・27 年に改正要綱が公表されていたが、これは「大正改正要綱」と呼ばれている）。

以上